

豪農経営と地域金融秩序 — 豪農の家政改革を手がかりに —

大塚 英二

はじめに

日本近世の地域社会の構成要素には様々なものがあるが、その中の一つに地域的金融網というものがある。金融は生産と生活の根幹に関わり、更に地域の市場構造や信用構造にまで関わっている。これは、地域の構成要素の一つでありながら、地域を環構造として見る場合には極めて重要な要素だと考えられる。この地域的金融網の分析により、個別経営—村共同体—地域社会—領主権力（これ自体地域に含まれる場合がある）とのつながり、という一つの秩序構造がよく見えてくるであろう^①。

小稿では豪農の家政改革を中心に扱い、その過程を跡づけつつ、それが地域社会において有していた意味を探る。従来の豪農研究は、その利貸し資本としての性格、地主—小作関係のありよう、商品生産との関わり、中間層としての活動、領主行財政との関わりなどにおいて分析が進められてきた^②。更に、近年は渡辺尚志氏による政治行動を軸にした類型論（豪農における政治と経営を分離して見る）などが際だった成果として挙げられる^③。しかしながら、地域社会での金融網の中にあつて豪農がどのような役割を果たしていたかは存外明らかにはされていない。そこで、小稿では豪農連合の実際的なつながりの面を追いつつ、それが地域の金融秩序・信用の構造をいかに構成

していたかを検討する。具体的には、遠州榛原郡嶋村の豪農家の近世後期から幕末にかけての家政改革を扱うが、その前提として同家に関わっていた諸金融の実態などを見ていく。そして、その場合、従来の研究のように、豪農の金融が高利貸しとして百姓や村を縛っていく式の理解はせず、融通関係をベースにした理解を基本におきたいと考える。

なお、小稿は、二〇〇〇年一〇月に行った同題の歴史科学協議会大会報告が同会誌（『歴史評論』六一一号）に部分的にしか載せられなかったため、それをほぼ完全に採録し、補訂したものである。

一 遠州榛原郡嶋村の豪農家をめぐる諸金融

1 対象地域と山田家

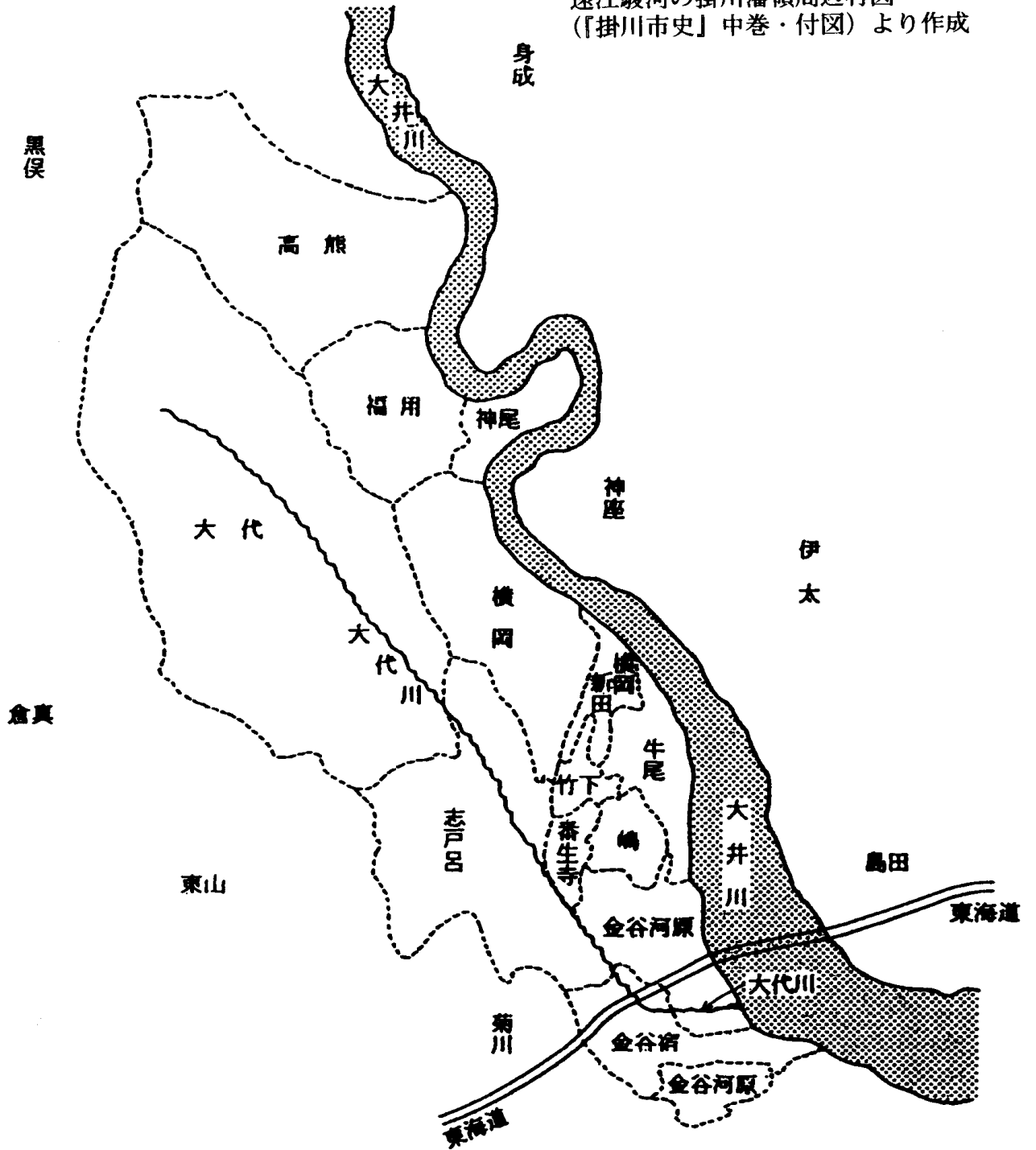
具体的な検討に入る前に対象地域と豪農山田家について簡単に解説しておこう。

嶋村は現在の静岡県金谷町の大字に当たり、その周辺の地理的な位置関係は付図に示した通りである。ここには比較的平坦な水稲作中心の地域と、ほとんど水田のない畑作ばかりの山がちな地域が混在している。嶋村は金谷宿に隣接した地域で水稲作中心の村である。天正期の大井川の瀬替えによって河川敷が開発され、中世以来の歴史を有する横岡村や志戸呂村などから多くの入植者を得て成立した村々の一つである^①。村高は四四七石余で、当該地方では中規模程度の大きさの村である。元文五年（一七四〇）時には川除用の籠を作る職人が三人いたが、他に職人は存在していない。農間の稼ぎは、男がくつ・わらじなどを作り、女がもや木を取る程度で、百姓が貨幣を獲得する機会はそれほど多いほうではない^②。支配関係は、金谷宿など一部が常に幕領であったが、それ以外の当該地域の村々は大抵は掛川藩領と幕府代官支配を交互に受けていた。そして、寛政期以降は掛川藩領となって維新を迎えたが、小稿の分析ではほとんど掛川藩領時代を扱う。

次に豪農山田家であるが、同家は儀右衛門を通名とし、ほぼ嶋村の庄屋役を歴任していた。また、近世後期には

付図 遠州嶋村周辺図

遠江駿河の掛川藩領周辺村図
〔掛川市史〕中巻・付図より作成



藩の地方御用達となって、藩財政と地方行政における重要な役割（藩調達金の手配と訴訟調停など）を果たしていた。まさに地域の豪農連合の中核的存在となった家である。その経営は単に農業を軸とした地主経営にとどまらず、山師として炭焼き業を組織したり、米の地払いや水油販売などを手がけるなど、まさに商業的な要素を多く含むものである^⑥。同家の残した近世史料のほとんどは現在国立史料館に「遠州嶋村山田家文書」として目録整理された上で保存されていて、小稿はその史料群に依拠している^⑦。

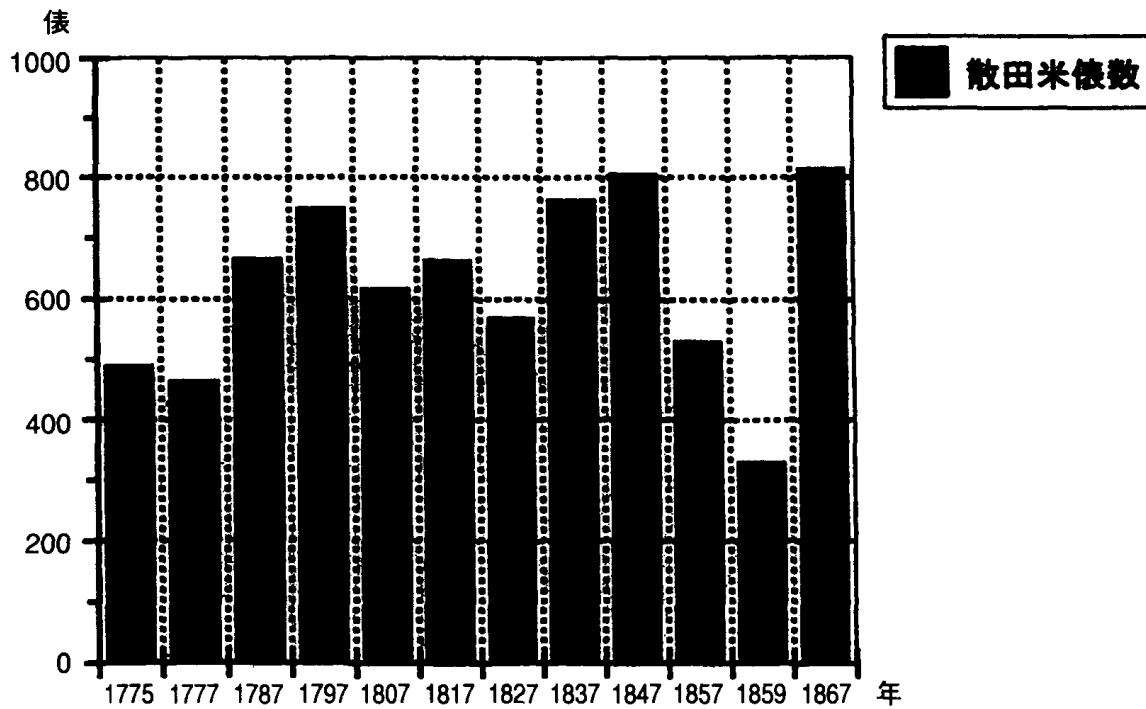
なお、同家の具体的経営状況については次節以降で説明する。

2 山田家の経営状況と村借

グラフ1は山田家の散田米（手作収量及び年貢分を含んだ小作料の合計）の年次的な推移を追ったものである。安永四年（一七七五）のデータが最も古いが、ここでは米四九〇俵余（一俵は四斗入り）が収納されている。それが、天明七年（一七八七）には六六七俵余に急増し、寛政九年（一七九七）には七五〇俵余に膨れ上がっている。ところが、文政一〇年（一八二七）頃までに数値は急速に下降している。後に見るように、この時期は山田家が最初の「家政改革」の構想を練っていた時期である。

しかしながら、家政改革との関係はつかめないが、天保八年（一八三七）には再び散田米は急上昇し、弘化四年（一八四七）にはピークを迎える。但し、これも長続きせず、安政期（一八五七年）にかけて急減し、安政末年（一八五九年）には半減して、安永期のものより下になっている。この時は、後述するように、非常に大がかりな家政改革と分散仕法が断行されていた。しかし、それにもかかわらず、慶応段階（一八六七年）には散田米は再び上昇に転じ、ピーク時と同じになっている。これは「分散」からの急速な立ち直りである。

以上のような経営の大きな波は何に由来するのであろうか。山田家の経営の全体を知る帳簿が存在しないため、いまだ確かなことは言えないが、山田家が天明飢饉と天保飢饉、及び幕末経済変動期に大幅に散田米を増やしてい



グラフ1 山田家の散田米高変遷の状況
「手作散田小作付帳」(山田家文書)より作成

表1 天明4年嶋村拝借名目金内訳一覧表

借用項目	借用金額
①金谷宿御伝馬助成金拝借	金26.75 両
	内訳 儀右衛門 8.7641 両 他の百姓 17.9859
②掛川(藩)御拝借	金77 両
	内訳 儀右衛門 74.359 五左衛門 1.321 七右衛門 1.32
③大井川御囲金拝借	金30 両
	内訳 儀右衛門 11.55624 他の百姓 18.44376
④卯耕夫食拝借	金14.75236 両
	内訳 すべて儀右衛門
⑤拝借米	米28 俵 (14両)
	内訳 すべて儀右衛門
⑥掛川商人よりの拝借	金57 両
	内訳 儀右衛門 18.9326 他の百姓 38.0674
合計	金219.50236 両
	内訳 儀右衛門 142.3643 他の百姓 77.13806

・天明4年「御名目金仕訳帳 差出地并所持高書上帳 下書」
(山田家文書24-G 1157)より作成。

るのは極めて特徴的なことである。不作や飢饉時に村役人が立替機能を發揮することで土地（質地）集積を遂げることは一般によく見られることであるが、まさに山田家にもそうした様相を見ることができるといえる。しかし、山田家が質地を集積した後、二度とも経営規模を急激に縮小し、しかもその間、家政改革が実行されているというのは、どういう意味があるのであろうか。

それについては二つほど理由が考えられる。一つは、多くの集積した質地が請け戻された可能性である。これは相当あると思われるが、それならば立替金が戻ってきて、山田家が家政改革を行うことは考えられない。だから、村内外の百姓による土地請戻し自体が、山田家の経営規模縮小と家政改革の直接の原因ではなさそうである。もう一つ考えられるのは、そもそも山田家には貸付用の自己資金が乏しく、他の豪農や商人から提供を受けていたものが、百姓からの回収ができず大量にコゲについて、資金提供者に対して巨額の債務を抱えてしまった可能性である。その結果、山田家は集積した土地を更に人手に渡していたため、土地取戻しを含めた家政改革を断行せざるをえなかったのだと推定する。この点は後に関説する。

次に、山田家の経営悪化につながる要素として、居村嶋村の村借の状況を見ていく。天明四年（一七八四）二月の史料で「御名目金仕訳帳 差出地并所持高書上帳下書^⑧」というものがある。これは嶋村における名目金拝借の仕訳とそれに対する引当物件を示したもので、仕訳は表1の通りである。六つの項目のいずれもで山田家の負担が突出しているのである。名目金拝借の合計は二一九両余で、そのうち儀右衛門以外の百姓の負担は七七両余、同家の負担は一四二両余であった。名目金は基本的に村借であったと考えられるが、庄屋でかつ大高持であったために、山田家はそうした借財の六五%ほどを負担しなければならなかったのである。これが同家の経営に大きな影を落としたことは想像に難くない。

この拝借金は、その後内容に若干変化は見られるものの、寛政期以降にまで引き継がれている。寛政二年（一七九〇）に嶋村役人三名連印で掛川藩に提出された「借金書上帳」^⑨は村借を再度まとめたもので、その内容は表2

の通りである。こちらは儀右衛門とそれ以外の負担を分けて記述しておらず、村借でありながら、実質的には山田家等村役人が全面的に負担するようになった可能性がある。①と②は天明段階と同じ項目で、金谷宿助成金は二〇両と若干返済が進んだものの、大井川御囲金からのものは三〇両と元金に変化がなく、利払いが精一杯であったことが判る。その他は名目に変化があり、おそらく借換などによって返済が進められたと考えられる。しかしながら、それはあくまでも立替であって、別の村借の形成につながってしまう。新しいものでは、吉永村利右衛門らの相続金（金融講からの借入）が四八両、幕府代官よりの末年（天明七）拝借金が一七両、御裏印（領主役人による保証のある証文で「御印金」とも言う¹⁰）による借金が一〇〇両であった。なお、寛政二年時の村借の合計は二〇五両で、天明四年（一七八四）段階とほとんど変化していないことが判る。

こうした恒常的な村借に関わる債務を一気に返済しようとしたのが、文政一一年一二月に計画された「借用金返済方積」¹¹だと考えられる。これは、二〇〇両の借金を年利八%で表3のように返済する計画を立てたものである。七年賦の返済で、六年間四〇両ずつ返済して、最終年は残金二五両余を返済して終わるというものである。但し、これは机上の空論に終わったように思われる。なぜなら、これに関連した史料が残っていないからである。この後、天保期には不作が続き、山田家は再び大量の立替を余儀なくされ、新たな資金調達をするようになる。貸付金も散田米も増えるが、借入金は更に増大したと考えられる。

グラフ2を参照しよう。これは一八世紀末から幕末までの山田家における有金、即ち手持ちの現金保有状況を年次的に示したものである。途中二度ほど極端に上昇した年度があるが、それは講金が編入されたからである。そうした対応をとっても、文政期からは恒常的に有金の払底状態が続いている。借入金などもあるから、実質的には困難な赤字経営に陥っていると見てよいであろう。天保期に散田米が増えていても実質はこうなのである。

表2 寛政2年嶋村村借金一覧表

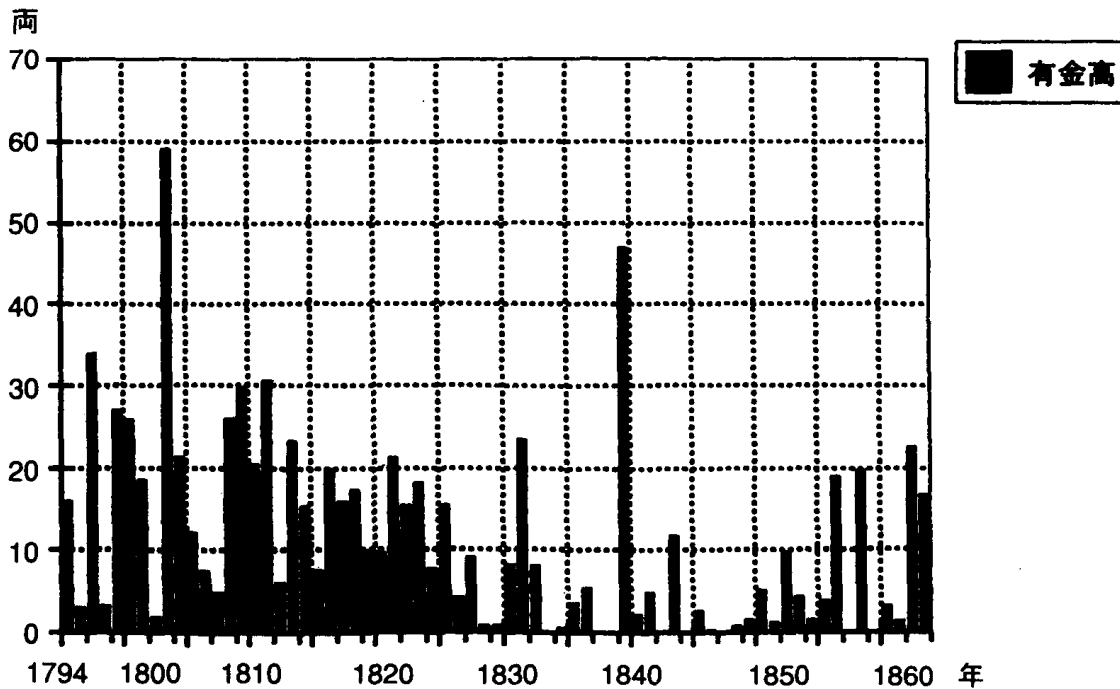
借 用 項 目 (内 容)	借用金額
①金谷宿助成金の内から前々拝借	20両
②大井川御困金の内から拝借	30
③吉永村利右衛門・家山村等相続金から借用	48
④未春御拝借 (幕府代官所より)	17
⑤御裏印による借用	100
合 計	205両

・寛政2年「借金書上帳」(山田家文書1161)より作成。

表3 文政11年時借用金返済計画表

年 度	元 金	利 子	済まし金	残 金
丑年 (1829)	200 両	16 両	40 両	176 両
寅	176	14.08	40	150.08
卯	150.08	12.0064	40	122.0864
辰	122.0864	9.7669	40	91.8533
巳	91.8533	7.3483	40	59.2016
午	59.2016	4.7361	40	23.9377
未	23.9377	1.915	25.8527	0

・文政11年「借用金返済方積」(山田家文書1171)より作成。



グラフ2 山田家金銀出入有金の状況
「金銀出入帳」(山田家文書)より作成

3 山田家の村内外への貸付状況

本節では山田家の嶋村内及び周辺地域への金融的な関わりについて考察する。

文化八年（一八一二）一〇月、儀右衛門は「取替金書出勘定帳」¹²なる帳簿を認めた。これは、彼が金銭を立て替えてやった諸百姓や寺院、村々のすべてについて、その名前と貸付元金・返済残金とを併せて書き上げたものである。それを表に示したのが表4である。山田家からの貸付件数は一一〇件、一〇八名に及び、同家から借金している村内百姓は五六名である。文化八年の嶋村の戸数は確認できないが、寛政八年（一七九六）では八六戸だった¹³ので、村内の約六五%ほどの者が山田家に立て替えてもらっていたことが分かる。まさに、山田家は村の金融機関としての役割を果たしていたことが窺える。

また、山田家は村外の者五二名にも貸し付けており、村の内外を問わず金融関係を縦横無尽に展開していたことが窺われる。貸付の利率は、村の内外、更には村貸しや寺院への貸出しなどを区別せず年利一五%であり、場合分け、即ち信用の度合いによって区別した形跡は見られない。一般の市井の貸借関係では年利二〇%が普通であったから、勿論低利とは言えないが、あながち高利とも言えない利率である。これは幕府の公金貸付の利率に倣った数字とすることができ¹⁴。また、利率を一定にしているのは、山田家が貸付を機械的に行っていたからであり、同家は最早農業経営の合間に金融を行うのではなく、日常的に金融業を営みつつあったと推定される。

さて、表4からは次のようなことも指摘できる。即ち、同家から融資を受けた者たちは、多くの場合その借金を期限内に返済することができず、人数的には六〇%以上の人々が未返済に終わっているということである。また、金額的には四二四両余の貸出に対し残額は一九一両余で、回収率は五五%、つまり四五%が未回収だったことが判る。この残額の一八一両余は決して小さな数字ではない。山田家の金融は年賦返済の形式をとるものではなく、あくまで一年決済のものであり、そこでこれだけの穴が明くのは極めてゆゆしき事態であると言つてよいだろう。勿論、貸金は何年も前からものを年度毎に整理して帳簿を作り直していたと考えられるが、常に不良債権が二〇〇

両ほど出ていたと見てよいであろう。そこで、山田家の経営が極めて巨大かつ健全であれば、その金高を回収せずとも利子による蓄財によって安定的な収入が得られるとして、二〇〇両の貸付元未回収分は経営にプラスに働く可能性もあったと思うが、それはありえないことであつた。なぜなら、先に見たように、村借に関わる借財二〇〇両余の大部分は山田家の負担として存在し、そうしたものと関わりで文政十一年（一八一八）の「仕法」が用意されたと考えられるからである。山田家はそうした不安定経営であり、健全経営ではなかつたのである。

そもそも金融業の最終的な収支を分析する場合には、金融業者自身が預かっている（借り入れている）資金の元本組み込み分が、元利等回収分によってどの程度確保されているかを見なければならぬ。儀右衛門は自身の貸付年利一五%よりかなり下の一〇%前後の低利で融資を受けており、大部分の貸金が回収できれば大きな収益をあげることができたと考えられるが、実際の回収率は五五%であつたので、非常な困難を伴っていたと推定できる。文化八年（一八一二）の貸付額で見ると、本来六三両余の利子が入るはずであつたが、実際は三五両程度に過ぎず、これでは逆に預り金元利の返済に滞つたことは容易に推察できる。ちなみに、貸付金のうち自己資金比率を三〇%、借入と貸付の年利差を五%として試算すると、元本の回収率が六七%以上ないと赤字になることが分かっている。以上、ここでは全体的状況として山田家をめぐる金融網が、貸付の焦げつきを起点として非常に危険な状態にあることを確認しておきたいと思う。

次に、村外の大口の貸出先を見ていこう。個別経営では金谷本町の作右衛門、同中町の五右衛門、大代村の市平、同・三郎右衛門にそれぞれ金四〇両、一七両、一六両三分余、一五

表4 文化8年嶋村儀右衛門取替金集計表

	E村内 (E/G)	F村外 (E/G)	G合計
A 貸付人数	56人 (52%)	52人 (48%)	108人
B 未済人数	37 (54%)	31 (46%)	68
割合 B/A	66%	60%	63%
C 貸付元額	82.25両 (19%)	342.65両 (81%)	424.9両
D 貸付残額	43.0708 (23%)	148.0427 (77%)	191.1135
割合 D/C	52%	43%	45%

・文化8年「取替金書出勘定帳」(山田家文書1165)より作成。

両が貸し出されている。この作右衛門は在町商人村松屋であり、儀右衛門とは炭山経営では共同経営者となっている人物である¹⁵⁾。五右衛門も同様に在町商人である。大代村の二人は村役人で御林守も兼ねる家柄であると同時に、米の地払いや茶の買い付けなどを手がける商人的農民であったことが分かっている。特に市平は文政期には郡中惣代を勤め、米の地払いでは山田家と取引するなど、同家と非常に関係の深い豪農であったと思われる¹⁶⁾。このように、商人的性格を濃厚に持つ豪農同士の金融網の存在が確認できるのである。

本節では、豪農山田家の村の内外、即ち地域における金融的役割と、その金融網のあり方及び問題点について述べたきた。これが同家の経済的地位の確立に寄与したことは勿論だが、一方でその没落の重大な要素となったことも否定できないと考える。

4 村々の加入する講

本節では山田家の経営から直接には離れるが、儀右衛門のような豪農Ⅱ村役人が多く巻き込まれていた地域的な金融講のあり方について検討する。

ちょうど山田家の経営が行き詰まっていた頃のことであるが、文政一二年（一八二九）四月の史料1「頼母講落札金証文」¹⁷⁾を参照しよう。これは講の二会目から八会目までの落札状況を示したものの二会目を抜き出したものである。

〔史料1〕

丑四月式会目落札

一金式拾五両也

金谷河原町

右者牛尾村彦右衛門殿太始川通頼母子講式会目当町落札二付、書面之金子儲二預申候、掛返金之儀者大井川通御普請金初渡り之節金二両三分、残金御渡り之節二両三分、毎年式会ツ、終会迄仕法之通急度掛返シ可申候、

万一村役人相替り候節者、後役之者と無滞出金可為致候、為其証文仍如件

文政十二年丑四月

河原町 名主 源五郎

組頭 惣右衛門

同 源次郎

百姓代 作左衛門

金谷宿 証人 長五郎

御連中

これは牛尾村彦右衛門を講の開始者とする川通頼母子講で、金谷河原町が二会目で金二五兩を落札したことを示している。掛け返し金は大井川通御普請金（読んで字の如く、大井川の定式御普請に関わる経費の下付だと考えられる）が村々に渡った時に二両三分ずつ支払う計画である。即ち、落札に際しては土地などを抵当に入れる形式を採らず、幕府からの下付金を信用の根源にしているのである。これはあくまで講という形式を採った村借の一種と見てよいだろう。そこには抵当物権はないが、証人が存在する。ここでは金谷宿の長五郎がそうになっているが、これは本来個人が証人となるのではなく、もともとは宿（村共同体）が保証したと見てよいだろう。

さて、この帳面から分かる限りで二会目以降八会目までの落札者等を示したのが表5である。落札金額は毎会二分ずつ増加しているが、毎年二会ずつ開催するという仕法は実現されず、ほぼ毎年一会ずつの開催にとどまっている。落札額の変化は掛け返しの方によるが、開催日が不定期かつ減少したのは幕府からの御普請金が思うように下付されなかったからであろう。八会目には儀右衛門もこの講に直接関わっている。

以上のように、大井川西岸流域にあって共同利害を有する多くの村々は自身を加入主体とする金融講を形成し、互いに保証しあいながら村借を行っていた。これらは幕府からの資金を頼りにしていたが、それでは賄いきれなくなることもあり、そうした場合には落札村借の責任者である村役人が負担の大半を引き受けたことも想定できる。

5 領主の金融講と村

本節では地域的金融が領主財政と密接に関わっているところを、安政二年（一八五五）九月の史料「殿様長寿講小前割付帳」¹⁸から検討しよう。表6はそれを表にまとめたものであるが、掛川藩から嶋村に割り当てられた二〇両の長寿講金拠出が村内でどのようなになされたかが分かる。当時の嶋村の百姓数はおよそ一〇〇であったが、そのうちの三分の一がこの長寿講に参加していることが確認できる。おそらく持高の程度や経営の状態により参加が求められたと思われる。小前への「割付」と史料表題にあるが、決して租税や役のような負担強制ではない。この講を村内部で管理していたのは庄屋の儀右衛門であったが、彼自身への割付額は全体の四分の一（金五両）と突出している。同じく村役人の儀八にも三両という大きな割付があり、それ以外は一両以下（一分まで）がほとんどであった。また、この加入者の中には、例えば仙次郎のように表向き金一分の加入としつつも、実質は二朱で、残り二朱を安右衛門と善右衛門にそれぞれ一朱ずつ内乗りの形で入ってもらっているような場合もあった。嶋村の百姓たちはこれを単純な負担と考えず、貯金の一種と捉えていた可能性もある。というのは、当然ながらこれには利子が付いてやがて割返しが受けられたからである。勿論それも領主が長寿講で集めた資金を運用して利子が出せるくらいになった時の話で、領主の取り逃げとなるケースも少なからず存在した。

以上のように、掛川藩は「殿様長寿講」と称して領内の村々にそれぞれ何両かの割り当てを行い資金を調達した。それを請け負うのは地方御用達や村役人の仕事であったが、これはいわば新しい藩債の募り方と見てよいだろう。これは、百姓にとって一方では負担とも、他方では貯金とも見えたと思うが、そうした金融関係の軸となるところに山田家は存在していたのである。なお、この安政期は山田家も分散やむなしとするような家政改革の最中であったが、それでも同家は庄屋を勤め、大きな負担を受け入れていたのである。

補足すると、近世後期から幕末維新期にかけての掛川藩（五万石）は、他の諸藩と同様に大変な財政難に陥っていて、それは特に海防に関わる武器調達などで極限に達したようで、明治初年の藩債は三九万両にも達していた¹⁹。

表5 文政11年開始川通頼母子講落札者一覧表

会目数・落札年月	落札者(村名など)	落札金額
①文政11年(?)	牛尾村・彦右衛門(?)	24両2分(?)
②文政12年 4月	金谷河原町、証人・金谷宿	25両
③天保 2年 7月	大柳新田、高橋村	25両2分(12両3分ずつ)
④天保 3年11月	大田村、証人・北河原新田	26両
⑤天保 4年10月	谷口村	26両2分
⑥天保 5年 8月	北河原新田	27両
⑦天保 6年11月	金谷宿	27両2分
⑧天保 7年 3月	横岡新田、嶋村	28両(14両ずつ)

・文政2年「頼母講落札金証文」(山田家文書24-G 1129)より作成。

表6 安政2年殿様長寿講嶋村割付表

百 姓 名(人数)	金 額(合計)
①儀右衛門 (1人)	金5両
②儀 八 (1人)	3両
③儀 助ら (3人)	1両(3両)
④権右衛門ら (5人)	2分(2両2分)
⑤清 八ら (6人)	1分2朱(2両1分)
⑥仙次郎ら (17人)	1分(4両1分)
(合計) 33人	金20両

・安政2年「殿様長寿講小前割付帳」(山田家文書24-G 1126)より作成。

こうした状況から見ても、この金融講が領主の取り逃げ(維新政府の一部継承)で終わったことは間違いないと考える。

二 豪農家救済のための金融講

本章では、豪農山田家の家政改革の前提として存在したと考えられる天保八年(一八三七)開始の金融講について検討する。本来これもまた豪農家をめぐる金融関係の一つであり、前章のうちに入れてもよいものであるが、既に家政整理の段階に入ったものとして独自に扱う。

天保一四年(一八四三)一月に「丁字講従七会目掛金調年々割戻帳」²⁰という史料が作成された。この作成者は「嶋村儀右衛門世話人」で、この丁字講が山田家の経営建て直しのために行われたことを示している。この年までに講は六会行われ、それまでの掛け金と七会目からの割戻分の合計が計上され、それをその後八、一〇年賦でどのように返済していったかが記さ

れている。七会目以降、講は毎年一度一二月に開催されたが、その様子を表7として示した。

この講への加入者は史料の記載から四つの群に区分される。それは割戻しの仕方による分類と考えられ、表のⅠは儀右衛門との間で掛け金等での相殺部分がなく、毎年ほぼ一定額を返済していくタイプである。掛金（利子分含む）の最大は掛川の市右衛門と永寿講の九九・七五両である。市右衛門は掛川宿の商人松本氏で、②の万右衛門（通称「西万」）、③の（鳥井）半助と三人併せて掛川宿御三家と称された有力商人である²¹。永寿講とは個人加入ではなく、丁字講に別の講集団が加入するという方式であった（現代で言えば年金などの資金が別の金融資金に回されるような形と見てよい）。講では他に永続講というものがある。また、「竹下連中」として竹下村の庄屋八左衛門らが集団で加入しているものもある。全体としてⅠの部門は、村外の有力商人・豪農及び諸集団を加入者の中心とするものであったと見てよいだろう。そして、加入者は大口の者から比較的小口の者まで幅広く存在したことが窺える。そこでの儀右衛門に対する出資金の合計は六七八両余であり、七会目からは毎年八四両余が返還される必要のあったことが分かる。

次にⅡの部門であるが、これは七会目は現金で割戻しするものの、八会目からは各種の講掛け金で相殺し、儀右衛門方から実際には金が動かないタイプである。儀右衛門に対する出資金は二八四両余であり、七会目の返還分は二八・五両であった。講金による相殺ということ、比較的大口のものばかりである。

Ⅲは講掛け金と割戻分が村入用で相殺されるタイプである。儀右衛門が何らかの形で村入用の立替を行ったと推定され、それと相殺するのであるから、当然村内の者が加入者であった。金額は比較的小口で、出資金は総額五二両余、毎年の相殺分は六両となっている。

最後Ⅳの部門は追加分と推定され、加入者は一人だけであるが、非常に大口の九九・七五両である。

天保八年（一八三七）から天保一三年までの掛け金と割戻分の合計は総計一一四両余で、まさにこれが儀右衛門世話人の集めたものと言える。それは山田家救済の資金であったと考えられるが、その後それは年賦で出資者の

表7 天保14年丁字講7会目よりの割戻(返済)金一覧表

講加入者氏名	掛金・割戻分合計	7会目以後1季返済額	終会返済額・備考
①掛川・市右衛門	99.75両	12.5両	12.25両
②掛川・万右衛門	74.8125	9.375	9.1875
③ 半 助	49.875	6.25	6.125
④ 嘉 作	49.875	6.25	6.125
⑤上湯日・三郎一	24.9375	3.125	3.0625
⑥中町・市右衛門	18.7035	2.25	2.9535
⑦ 修 齡	6.2344	0.75	0.9844
⑧ 長五郎	6.2344	0.75	0.9844
⑨十五軒・五兵衛	6.2344	0.75	0.9844
⑩ 源 市	6.2344	0.75	0.9844
⑪横町・五郎八	6.2344	0.75	0.9844
⑫上河原・彦右衛門	9.975	1.25	1.225
⑬番生寺・次右衛門	12.46875	1.5	1.96875
⑭牛尾・次郎右衛門	34.9125	4.375	4.2875
⑮十五軒・万 助	12.46875	1.5	1.96875
⑯田中屋・半 次	12.46875	1.5	1.96875
⑰横町・藤 七	6.2344	0.75	0.9844
⑱横町・助五郎	6.2344	0.75	0.9844
⑲横町・市右衛門	12.46875	1.5	1.96875
⑳竹下連中	9.975	1.25	1.225
㉑かまや・忠右衛門	24.9375	3.215	3.0625
㉒永統講	49.875	6.25	6.125
㉓牛尾・惣右衛門	24.9375	3.215	3.0625
㉔新宿・要 八	12.46875	1.5	1.96875
㉕永寿講	99.75	12.5	12.25
以上Ⅰ部門小計	678.30055両	84.375両	87.67555両
㉖ 十郎右衛門	34.9125	3.5	毎年渡し
㉗ 太郎八	32.4188	3.25	掛金相殺
㉘ 三郎兵衛	54.8625	5.5	掛金相殺
㉙ 伊之右衛門	37.40625	3.75	栃山掛金相殺
㉚上小杉・清 助	24.9375	2.5	栃山掛金相殺
㉛瀧沢・瀬左衛門	99.75	10.0	手形等相殺
以上Ⅱ部門小計	284.28755両	28.5両	
㉜ 九左衛門	9.975	1.25	村入用相殺
㉝ 新五郎	14.9625	1.875	村入用相殺
㉞惣兵衛分・儀八	4.9875	0.625	村入用相殺
㉟武左衛門、清八	14.9625	1.875	村入用相殺
㊱ 儀 八	7.48125	0.75	村入用相殺
以上Ⅲ部門小計	52.36875両	6.0両	
㊲瀬左衛門(Ⅳ部門)	99.75	10.0両	毎年渡し
Ⅰ～Ⅳ合計	1114.70685両	128.875両	

・天保14年「丁字講従七会目掛金調年々割戻帳」(山田家文書24-G1126)より作成。

許に返される手はずだったのである。

この講を評価するには二つの角度からの見方が必要である。それは一つにはこの講により山田家を救済するといふ立場で、もう一つはこの講を自らの資産形成のために利用しようとする立場からのものである。前者で言えば、果たしてそれがどれだけ叶えられたか疑問である。割戻しを開始した翌年の天保一五年（一八四四）には本格的な家政改革Ⅱ仕法が始まり、講金割戻し分等はある程度保証されたが、最早この資金を用いて経営上昇を図るといふ積極的な取り組みは不可能となっている。ここでは講による資金は単なる負債として扱われるのみで、経営救済の実はあげられなかったと評価するしかないのである。

後者で言うと、ⅠとⅣの部門は資金的に余裕のある者が利子を獲得するために行う増殖型の加入であり、ⅡとⅢの部門はあらかじめ儀右衛門の資金と相殺することを予定しており、増殖よりも安定的備蓄を心がけたものと見るべきであろう。なお、講は非常に厳密に行われたので、講加入者の資金運用の目的は一応果たされたと見てよいだろう。

本来これら二つの立場がともに成り立つのが救済的な金融講のあり方であると思われるが、ここでは資金集めに奔走した儀右衛門世話人らの展望が甘く、一方の思惑しか十分に満たされなかったと評価すべきであろう。

三 豪農家の相続仕法

1 相続のための見積り

ここでは豪農山田家の本格的家政改革の方向を天保一五年一〇月の史料「嶋村儀右衛門相続仕方拾五ヶ年見込帳」²²（史料2）から検討する。この史料作成は、山田家の経営がこのまま推移すれば潰れに陥ると懸念されたことに由来している。以下、長文だが史料を提示しよう。

〔史料2〕

高四拾三石三斗七升貳合

引戻し地

高百四拾七石九斗壹升貳合

辰迄持来地

一高百九拾壹石貳斗八升四合

内訳

高六拾壹石五斗六升貳合

無尽掛并ニ暮し方ニ引

此散田貳百拾九俵貳斗

内

貳拾六俵五升

春引

四拾五俵七升六合

御年貢ニ引

三拾壹俵三斗壹升貳合

入用米

小以米百三俵三升八合

残米百拾六俵壹斗六升貳合

徳米

此内米三拾俵壹斗六升貳合

暮し方ニ引

残米八拾六俵

無尽掛ニ返し分

但辰と丑迄五ヶ年無尽掛ケ、寅と仕方ニ入可申分

売渡分

高百貳拾九石七斗貳升貳合

此散田五百拾壹俵壹斗三升五合

内

八拾貳俵三斗三升五合

春引

六拾四俵三斗四升三合

入用米

百六拾貳俵三斗貳升六合

御年貢

小以米三百拾俵貳斗四合

残米貳百俵三斗三升

徳米

代金千八拾四兩貳分

辰借入高、巳元金也

内 金三百九拾八兩壹分

引戻地代金

金六百八拾六兩壹分

借金高返済

巳元金

一金千八拾四兩貳分

辰借入

此利六拾貳兩、永三百七拾文

金一兩二付米九斗かへ

米貳百俵三斗三升

代金八拾九兩、貳百五拾五文五分

引残貳拾六兩、八百八拾五文五分 元済

午元金

一金千五拾七兩、六百拾四文五分

利六拾壹兩、三百五拾七文四分

米代八拾九兩、貳百五拾五文五分

引残貳拾七兩、八百九拾八文壹分

元済

∴ (中略) ∴

丑元金

一金八百貳拾五兩、四百貳拾貳文五分

利四拾七兩、九百五拾七文

米代八拾九兩、貳百五拾五文五分

引殘四拾壹兩、貳百九拾八文五分

元濟

寅元金

一金七百八拾四兩、百貳拾四文

利四拾五兩、五百五拾七文六分

貳百八十六俵三斗三升

米代百拾五兩、九百貳十貳文貳分

引殘七拾兩、三百六拾四文六分

卯元金

一七百拾三兩、七百五拾九文四分

利四拾壹兩、四百六拾九文九分

米代百拾五兩、九百貳十貳文貳分

引殘七拾四兩、四百五拾貳文八分

元濟

∴ (中略) ∴

未元金

一金三百八拾五兩、四拾壹文貳分

利貳拾貳兩、六百三文三分

米代百拾五兩、九百貳十貳文貳分

引残九拾三兩、三百拾八文九分

元済残申江越分

金貳百九拾五兩、六百五拾貳文三分

拾五ヶ年平均石かへ之見積りニ而者

残金五百拾三兩、永貳百五拾八文

(注：…傍線は筆者による)

儀右衛門家の当時の所持高は一四七石余であったが、その他に質地などに出して「引戻」即ち請戻しの対象となるものが四三石余存在していた。それらを合計すると、同家の本来の所持高は一九一石余であったことが分かる。この石高から「無尽掛」(前章で見た講金に関わると考えられるが、金額は合わない)と「暮し方」の経費六一・五六二石が家相続の必要部分として差し引かれ、残った高一二九・七二二石が借財返済のために用いられることになっている。その土地代金(米代金ではない)は金一〇八四兩二分で、これが先の質地引き戻し代金三九八兩一分と借金返済分六八六兩一分に充当されるという計画である。

一〇八四兩余は借財整理のために用いられるが、実際はそれも借換Ⅱ新規の借金であつて、新たに一二九石余の土地が抵当・質地に入る形となる。今後はそこからの収益で一〇八四兩余を完済していくことになるのである。その年次ごとの返済計画は表8の通りである。翌一八四五年の借入元金は一〇八四兩二分、その利子が六二・三七兩で、元利合計は一四六・八七兩である。そこから徳米二〇〇俵三斗三升の代金八九・二五五兩が差し引かれ、更に翌年の借入元は一〇五七・六一四五兩となっている。以下、返済用の米代金は一八五三年まで八九・二五五兩と不変で、そこから利子を引いた二〇數兩余から四二兩余までが元済まし金として働いている。

ところが、史料傍線部に明らかかなように、一八五四年からは返済用の米代金が一五五・九二二兩に増えている。これは、無尽掛け返しが前年で終了し、生活必要部分として控除されるべきものの中に含まれていた同掛返し分の

表8 天保15年嶋村儀右衛門仕法金15ヶ年返済計画

年 度	借換元金残	利 子	返済用徳米代金	元済分
1年目 (1845)	1084.5 両	62.37 両	89.2555 両	26.8855 両
2 (1846)	1057.6145	61.3574	89.2555	27.8981
3 (1847)	1029.7164	59.8264	89.2555	29.4269
4 (1848)	1000.2895	58.1168	89.2555	31.1387
5 (1849)	969.1508	56.3078	89.2555	32.9478
6 (1850)	936.203	54.3934	89.2555	34.8621
7 (1851)	901.3409	52.3679	89.2555	36.8876
8 (1852)	864.4533	50.2247	89.2555	39.0308
9 (1853)	825.4225	47.957	89.2555	41.2985
10 (1854)	784.124	45.5576	155.9222	70.3646
11 (1855)	713.7594	41.4699	155.9222	74.4528
12 (1856)	639.3066	37.1437	155.9222	78.7185
13 (1857)	560.5881	32.570	155.9222	83.3522
14 (1858)	477.2359	27.7275	155.9222	88.1947
15 (1859)	389.0412	22.6033	155.9222	93.3189
元金持越し	295.7323			

・天保15年「嶋村儀右衛門相続仕方拾五ヶ年見込帳」(山田家文書1197)より作成。

表9 嶋村儀右衛門仕法金借換相手一覧表

相手名前	金額	年利率
①松本市右衛門	270両	5%
①松本市右衛門	330両	6%
②鈴木九郎左衛門	100両	6%
③山崎万右衛門	250両	6%
④地方御用達立替	134両2分	
(合計)	1084両2分	

・天保15年「嶋村儀右衛門方仕方年々勘定帳」
(山田家文書1198)より作成。

米が元済まし分に加算されたからである。これで元済まし分は一挙に七〇・二六四六両となり、借入元は大いに減少することになる。そして、一五年が経過すると、借入元金は二九五・七三三三両までになっているのである。いまだ完済には至らないが、それにしても八〇〇両ほどを一五年で返済するというのは、単なる計画ではあるものの、実現すれば極めて効果的な仕法であったと思われる。

2 仕法金Ⅱ借換金による借財の返済

ここでは、前節の計画が実際にどのように実行されたか検討する前に、仕法金Ⅱ借換金によって借財がどのように返済されたか見ていこう。これによって、山田家の借入関係が具体的に分析できるのである。

まず、仕法金の拠出者に関しては天保一五年（一八四四）「嶋村儀右衛門相続方仕方年々勘定帳」²³の記載から作成した表9を参照しよう。これによれば、拠出者は、①・①松本市右衛門、②鈴木九郎左衛門、③山崎万右衛門、④地方御用達の四者であったことが確認できる。地方御用達は儀右衛門の同役仲間集団であり、他の三人については、先に見たように、①と③が掛川城下の有力御用商人で、②は伊達方村の豪農かつ大庄屋的百姓であったことが確認できる。この三人は、掛川藩からそれぞれ士分格と扶持米を与えられていた。特に山崎と松本は藩財政資金の調達に深く関わり、明治初年、藩債を山崎が六一七四両、松本が五三二二両有する豪商であった²⁴。儀右衛門が商人的性格の強い大規模豪農であったため、領主財政に直接関わる城下の御用達商人らが立て直し資金を拠出したのである。仕法以前の金利は年利八〜一二%であったのに対し、借換による仕法金創出においては同五〜六%と極めて低利であったことは特筆に値する。こうした資金によって地域有力者が仲間の豪農商を救済するようなシステムⅡ秩序ができていたと見て間違いないだろう。

次にその仕法金の払込先を検討しよう。天保一五年一月付の「嶋村儀右衛門片付金渡判取帳」²⁵は村役人の手になるもので、従来の借金返済用に儀右衛門が低金利で借換をし、その仕法金によって返済を行った相手と元金及び

利金を書き上げたものである。それを表にした表10を参照すると、片付金は同月二八日から翌月一日にかけて支払われ、受け取ったのは御用達以下一七名(二三件)であったことが分かる。金子借用の場合は①のように元金四〇両に対して利金四両などとなっているが、渡っていた土地を請け戻したり買い戻したりする場合には、⑨のように田地代金元利とも一括して受け取る、というようになっていく。返済総額は利米分を代金に直して計算すると元利合計で一〇三〇両余となるが、これは仕法金一〇八四両余とは若干数字が異なるものの、ほぼ同一の数字と見ることが出来る。おそらく、幾分かは当初の見通しよりも返済額が帳消しなどにより削減されたからだと考えられる。

利子率は御用達からのものが年利一〇%、近隣の有力農民からのものが一ないし一二%で、これらは先に見た儀右衛門が村内外の百姓に貸し出す場合の年利一

表10 天保15年時嶋村儀右衛門借金相手(片付金受取者)一覽

人名等(項目毎)	元 金	利 子 等	受取日
①御用達	40 両	4 両(年利10%)	11月28日
②志戸呂村・彦左衛門引請	25	3(年利12%)	同上
③五郎右衛門	25	3(年利12%)	同上
④同上・小野様分	20	2.2(年利11%)	同上
⑤同上・松山様分	20	2.3(年利11.5%)	同上
⑥松本市右衛門	22	取替高元利受取	同上
⑦山崎万右衛門	27.875	0.2788両(年利10%)	同上
⑧西村屋東七	43.944	取替金受取	11月29日
⑨角屋保太郎	22.25	同上	同上
⑩横町・明石屋助五郎	93	田地代金元利共受取	11月晦日
⑪横町・平口屋市右衛門	60	同上	同上
⑫横町・近江屋三四郎	58	同上	同上
⑬番生寺・良八	8	0.8両(年利10%)	同上
⑭牛尾村・次郎右衛門	70	利米13俵1斗4升払	同上
⑮同上	17	利米3俵1斗6升払	同上
⑯同上	11.2	取替高元利受取	同上
⑰末広屋源一郎	40.29	田地代金受取	12月1日
⑱村松屋作右衛門	12.25	田地代金受取	同上
⑲同上	5.125	取替金元利受取	同上
⑳茂十	10		12月
㉑平口屋市右衛門	15.25		同上
㉒横岡新田・周助	22	取替金受取	同上
㉓横岡新田・忠右衛門	39.75	取替金元利共受取	同上
(合計)	1007.934	23.0232両(弘化元年米相場換算)	
(元利合計)	1030.9572両		

・天保15年「嶋村儀右衛門片付金判取帳」(山田家文書1196)より作成。

五%よりも低利であつて、本来ならばその差額によつて儀右衛門は蓄財も可能なはずであつた。しかしながら、儀右衛門にはそれが叶わなかつた。貸付元利の回収が進まず、むしろ借財は嵩むばかりだったのである。自らが強引に百姓から回収すればその百姓は潰れかねない。かと言つてそれをせねば自らが窮してしまふ。そこに村役人による金融の難しさがあつたのである。いふなれば、自村内・周辺村々への貸付金の焦げつきが自身の豪農間における金融網での焦げつきに転化した²⁶⁾のであり、これこそが山田家没落の真因だつたと考える。

次に片付金を渡した相手を検討していこう。表10から見ていくと、藩の御用達や志戸呂村の庄屋彦右衛門、仕法一札で連印した地方御用達の加茂五郎右衛門などと並んで松本市右衛門と山崎万右衛門の名が見える。彼らが借換にも関わつていたことは先に見た通りである。それ以外では金谷宿の商人が非常に多い。また、牛尾村庄屋次郎右衛門²⁷⁾のような豪農もいる。これは、一部商人との関係を除くと、第一章で見た儀右衛門の地域における金融関係と同門のものであつた。儀右衛門は時に地域村々の豪農に融通する場合もあれば、逆に融通を受ける場合もあつたのである。儀右衛門はこの金融網からドロップアウトしかけていたのであるが、それを防ぐために同じメンバー内の、より財力のある者たちが彼の土地を抵当に仕法金を拠出して、借金の肩代わりをしたのである。小稿ではこれを借換と表現してきたが、これは立替と同じ論理である。村役人の立替機能は随分注目されているが、その村という枠組みを超えた地域規模では、豪商農らが彼らの金融的秩序に信用構造を保守するために仲間内で融通的立替を行つていたと見てよいだろう。

3 仕法計画の実行

ここでは仕法計画の實踐について具体的に分析しよう。これについては、天保一五年（一八四四）一月より開始された相続仕法の要領と勘定を取りまとめた「嶋村儀右衛門相続方仕法年々勘定帳」²⁸⁾から知ることができる。まず、仕法に直接責任を持つ者として帳面表紙に記されているのは、地方御用達で阿知ヶ谷村の孫右衛門、「世話人」

として番生寺村庄屋次右衛門^②と横岡村庄屋加藤次の三人である。掛川藩の意向と在地をつなぐ地方御用達及び周辺村々の有力者・村役人が取り仕切っていたことが分かる。

次に、仕法の要領をより深く理解するために、この「勘定帳」の前書部分を見ていこう。史料3として次に掲げる。

〔史料3〕

仕方帳前書之事

①一嶋村儀右衛門前々より之借金相嵩、他江年季売ニ相渡置候高四拾三石三斗七升弍合、代金三百九拾八両壹分二而今度請戻し、当時借金高之内当辰作徳米代金引去、残金六百八拾六両壹分有之、此儘四五年も送候ハ、潰ニ可及者眼前之義ニ付、此度地方御用達阿知ヶ谷村孫右衛門殿江相頼、同人と御支配様江申立候処、御聞濟、御勝手御用達中江御談、右義右衛門所持高百九拾壹石弍斗八升四合、徳米三百拾六俵余之内、高百弍拾九石七斗弍升弍合、徳米弍百俵三斗三升、代金千八拾四両弍分分仕方御聞濟被下、儀右衛門相統方相附候、依之取極候条左之通

②一右仕方世話人之義、組合村之内番生寺村庄屋次右衛門・横岡村庄屋加藤次江被 仰付、御用達一同世話いたし、殊ニ作米方世話之義、取立・請払右兩人并居村役人一同ニ而可致事

但年来之事ニ付、右三人之内異義有之候節者、從 御支配様可然者江世話方可仰付候旨御願申上、御聞濟被成下候

③一仕方作徳米年々売払此帳面江調立、毎年十一月廿日限金主方江元利濟いたし、金主方印形揃候上、御支配様江差上、御押切御印を請可申事

④一仕方毎年調世話人立合之上相仕立可申事

⑤一仕方田地世話人立合、地所不残見分いたし相違無御座候事

⑥一今度仕方相願候義、全名跡相続專一之義ニ付、義右衛門義ハ不及申、家内不残儉約向不行届身持不埒ニ候ハ、たとへ年限終候而も仕方田地義右衛門江御戻不被成、可然者江被 仰付可被下旨世話人ト其節願立、御差図を請可申旨、此度相談決着仕候上者、其節ニ至り義右衛門家内者勿論、親類村役人迄も少茂異儀申間敷旨、一札差出置候通相違無御座候

⑦一右仕方ニ付、此度金子千八拾四両貳分夫々江返濟いたし候分ハ、銘々金主ト印形取之帳面ニ仕立、世話方江差出し候上者、金捌方相違無御座候事

⑧一仕方并ニ無尽掛ケ返しニ相渡候地所高・御年貢辻とも義右衛門名前相止、世話人名前を以年々御年貢并村入用取立勘定可仕候事

但村入用并無尽掛ケ之分八年々左之仕訳之通、米ニ而御讓被成候積り之事に候へとも、若不埒之義有之候ハ、右両様之分共世話人中ニ御引取取賄可被成旨、決着相違無御座候

⑨一仕方年限中親類江之義理向物入候義者少々たり共致間敷旨、一統江相断相違無御座候

⑩一無尽掛ケ返し徳米として八拾六俵当置候分、辰ト丑迄十ヶ年無尽ニ掛ケ、寅ト未迄六ヶ年仕方ニ向勘定可致定相違仕間敷事

⑪一右仕方作徳米并無尽掛ケ返米等之義ニ付、不埒之義有之候ハ、此度相渡置候田地証文流れ勘定ニ相仕立可申義勿論之事

：(儀右衛門所持高・無尽掛ケ并に暮し方分・売渡高德米等省略)：

⑫一右地所世話方ニ而支配いたし、若大違作等ニ而散田引等相立可申年者、世話人立合引方相立可申事

右前書之通相違無御座候、当人村役人者勿論世話方とも相互ニ実意ヲ以相続方専らに可致候、以上

天保十五年十一月

嶋村

仕方願主

儀右衛門印

同村親類

武左衛門 ㊦

同村組頭

儀 八 ㊦

同村同断

九左衛門 ㊦

同村同断

儀 助 ㊦

世話人

横岡村

庄屋

加藤次 ㊦

番生寺村

庄屋

次右衛門 ㊦

地方御用達

阿知ヶ谷村

孫右衛門 ㊦

同立合

桑地村

加茂五郎右衛門 ㊦

仕法の要領について箇条ごとに逐次説明を加えていく。①では儀右衛門が家政改革を行うことに至った経緯が記されている。こうした大規模な百姓家の家政改革は、当該地域担当の地方御用達が「御支配様」即ち掛川藩の担当役人（郡奉行もしくはその手代）に連絡をして、その役人と藩の「御勝手御用達」（藩の御用達の中で地方担当の者ではなく藩財政に直接関わる御用達が存在したと考えられる）が相談してその中身を検討していたことが確認できる。

②は、その上で世話人が確定されるのであるが、彼ら（次右衛門と加藤次）は世話人たることを「仰付」けられているのであり、こうした仕法が究極的には藩の指示に基づいて執り行われていたことが示されており、この点は仕法の性格を理解する上で重要である。これは、直接には儀右衛門家の経営が巨大で、その破綻が年貢収納や役負担などに大きな影響をもたらすという理由によるのであろうが、より本質的には次のような理由によると考えられる。即ち、領主権力（「国家」）は常に勸農行為を代替する存在を村々の中に見出してきていたのであり、そうした者の機能不全は支配そのものの根幹に関わっていたと考えられるのである。そして、世話人を命じられた者は儀右衛門家の経営における作米の世話と取立・請払いなどの業務を居村役人ら（史料に記されているのは親類の武左衛門と儀八ら組頭三名）と一緒に執り行うことが義務づけられている。世話人は他村の者であるが、その彼らが村請年貢の皆済業務等に直接関わることに申し付けられたのである。但し、ここには付帯条件が付けられており、仕法は「年来」つまり長年かかり苦勞が多いものだから、三人（孫右衛門、次右衛門、加藤次）のうちで異議を唱える者があれば、藩役人へ訴えでよというのである。そうしたならば、世話人は他の者へ仰せ付けるとしているのである。仰せ付けとはいいいながら、その職務の受諾の可否は仰せ付けの対象の側に言わせているのであり、ここからは単なる職務命令とは異なる様相が見て取れるのであって、領主側と在地側の微妙なバランスの上に仕法が行われていたことがよく理解されよう。

③で示されているのは仕法作徳米の売り払い方であり、売り払い後この帳面に調べて書き立てることが義務づけ

られている。そして、毎年一月二〇日までに金主（仕法金調達者＝借換提供者）方へ元利を済まし、彼らの印形を得た上で、それらを揃えて「支配様」へ差し出し「御押切御印」を受けるのである。

④は仕法帳面を毎年世話人が調べて立ち合いのうえ仕立てることを義務づけている。

⑤においては、仕法田地は世話人が立ち合つて地所を残らず検分して、仕法帳面などとの相違がないか確認することを規定している。

⑥では仕法中の儉約義務を規定している。仕法願いを認めたのは儀右衛門家の名跡相続が専一のゆえであるから、仕法中は儀右衛門は勿論家内の者一人でも儉約等で不行届があれば、たとえ仕法年限が終わつても仕法田地は儀右衛門家には戻さない。そして、世話人がしかるべき者へ当該田地を「仰付」（取り上げた田地を領主が別の人物に任せる）けてくれるようお願い立て、藩役人の指図を受ける、としている。このことについては、儀右衛門は勿論親類や村役人もいかなる異議の申立はできない。仕法にかけられている儀右衛門所持地は既に世話人の管理下にあり、それによつて進退が決するという状況が見て取れよう。当然のことながら、仕法中は先に示した「暮し方」経費以上の浪費・贅沢は許されないのであり、これについては、本人は勿論村役人も含めて領主へ一札を提出したのである。

⑦は仕法金一〇八四両二分の金主（この場合は当初の債権者で片付金受領者）への返済方法について記されており、これも彼らの印形をとつて世話方へ差し出した以上は、金捌き方で間違いがあつてはならないとしている。

⑧は、仕法及び無尽の掛け返しに渡す地所高や年貢辻ともに儀右衛門名義での扱いをやめて、世話人の名義で毎年の年貢・村入用取立を行うことを規定している。先に見たように、儀右衛門の家政は世話人といういわば管財人によつて賄われているのであるから、当然といえば当然である。そして、但し書きにあるように、そうした業務での約束違反、例えば村入用などにおける決済での「不埒」があつた場合には、世話人が全て引き請けて賄うというのである。世話人が自分名義で諸役を賄うということは、場合によつては負債を代替する（かぶる）ことも多かつ

たと考えられる。これが、世話人が異議を申し立ててくる場合の最も多い理由であろう。

⑨は仕法中に儀右衛門が親類との義理向きで物入するのを禁じた箇条である。家政整理中は、単に儉約が義務づけられるだけでなく、親類との冠婚葬祭での付き合いなどにも大きな制限が付けられたものと推定される。

⑩は、先に示したように徳米のうち八六俵は一〇年間は無尽の掛け返しに宛て、残りの六年間は仕法金返済に宛てることの確認である。

⑪では仕法中に作徳米や無尽掛け返し米で不埒な行為があった場合には、今回質地として渡した田地はすべて質地流しの勘定とすることが取り決められている。

⑫は仕法中に厳しい違作の年があった場合の規定で、そうした年には散田小作人から散田米Ⅱ小作料の引き方を願ひ立てられることがあるが、これに対しては世話人が立ち合つて引き方を決定するとしている。儀右衛門家の地主経営面で世話人が最終的な責任を持つことを確認した箇条である。

この一札には儀右衛門以下親類・村役人・世話人・地方御用達の合計九名が連署しているが、最後に連署した地方御用達で立合の桑地村加茂五郎右衛門は、おそらく当該御用達中の最高責任者であったと推定される。このように、本人・親類・村共同体・組合村・領主直結の指導レベルにおいて儀右衛門の家政改革は審議され、方針が具体的に決定されたのであった。

この史料には更に弘化二年（一八四五）から嘉永五年（一八五二）までの勘定が具体的に記されている。それは先の「見込帳」とほぼ同形式であるが、その内容を表11として示した。当初の半分の八年目までしかないが、そこまでの分と「見込帳」とを比較してみると、興味深い事実が確認できる。即ち、八年目終了時点での残金が六〇七両余であるのに対し、当初の見積では八二五両余だったのである。つまり、実際の返済の方がずっとハイペースだった訳である。なぜこのようなことが起こったのかと言うと、それは簡単な理由による。作徳米の量は同じだから、それを売却した米価が予想価格よりも高かったのである。見込みでは徳米二〇〇俵三斗三升で八九両余としていた

が、実際には初年度においてさえもその代金は一一六両余だったのである。この違いが急速な元金返済を可能にしたのである。

家政改革仕法において、所持地をすべて請け戻し、そこから作徳米即ち現物を收取して借金返済していく（そのためこの家政改革中に散田米はピークとなる）というのは、結果として米価上昇を呼び込んで順調な返済を可能にしたわけだが、これは、山田家を作徳米收取者Ⅱ地主として存続させ、米を売り払う側の優位性、つまり米を大量により高値で販売しうる可能性を存分に活かす形での仕法が展開された、と見てよいだろう。

4 仕法金返済の停滞

仕法金拠出者（松本・鈴木・山崎・地方御用達立替）Ⅱ借換金出資者には、先に計画されたような形、及び具体化された形で元利済ましが行われた。かなり順調に実行されたかに見えたが、実際は全く違っていた。以下、仕法金返済の停滞と更なる借財の膨張について安政四年（一八五七）四月の「借財取調帳」^③から検討していこう。

この史料を表化したのが表12であるが、これは天保一五年（一八四四）から始められた一五年計画の、家政改革における最終年を目前に控えた段階での現状報告である。これによれば、未だに一六件の借財があり、借換相手以外に相当な数の者から借金していたことが確認できる。しかもその数字は小さくなるどころか、仕法金一〇八四両余を遥かに上回る一七五三両余であった。これはどうしたことなのであろうか。

大口の者で個人名を挙げると、山崎万右衛門一六〇両、松本市右衛門一〇四両余、鈴木九郎左衛門一七四両、嶋田・平左衛門三六五両、金谷・半次九九両余というのが目に付く。このうち山崎・松本・鈴木は借換に関わったが、それ以外の二名は関わっていない。特に嶋田宿の商人「麴屋」平左衛門の三六五両という数字は突出している。このことは、山田家が仕法中の経済緊縮の間に何らかの出費を余儀なくされ、新たに在郷商人仲間である麴屋平左衛門に多額の借金を求めたのだと推定できる。

表11 嶋村儀右衛門仕法金年次返済実施表

年 度	仕法金残高	年 利	返済用徳米代金等	仕法金済し分
弘化 2 (1845)	1084.5 両	62.370 両	116.72857 両	54.35857 両
弘化 3 (1846)	1030.14143	59.28	93.40698	34.12698
弘化 4 (1847)	996.01445	57.34	87.85448	30.51448
嘉永元 (1848)	965.49997	55.56	93.56	38.0
嘉永 2 (1849)	927.49997	53.39	120.39	67.0
嘉永 3 (1850)	860.49997	49.56	142.92228	93.36228
嘉永 4 (1851)	767.13769	44.25	100.75	56.5
嘉永 5 (1852)	710.63769	40.85	143.85	103.0
(嘉永 6 年越分)	607.63769			

・天保15年「嶋村儀右衛門方仕方年々勘定帳」(山田家文書1198)より作成。

表12 安政4年時嶋村儀右衛門借金相手一覧

相 手 名 前	借用金額(元利共)
①山崎万右衛門	160.0 両
②御用達	147.4
③松本市右衛門	104.5
④鈴木九郎左衛門	174.0
⑤金谷・藤右衛門	62.5
⑥弥五右衛門	19.84
⑦忠 吉	45.88
⑧拔里・八左衛門	54.0
⑨嶋田・平左衛門	365.0
⑩金谷・浅右衛門	14.5
⑪五郎兵衛無尽預り	25.0
⑫御印(治左衛門)	34.1
⑬仕方金	322.84
⑭米代金請	111.9267
⑮番生寺村・良八	12.5
⑯半 次	99.9
合 計	1753.7617 両

・安政4年「借財取調帳」(山田家文書1294)より作成。

それ以外で大きなものは仕方金三三兩余があるが、これは天保一五年からの仕方金での返済残分である。一応七六二兩ほどは返済し終えたのであるが、未だそれだけの残金があるうちに更に莫大な借財を抱えたということができる。仕方金を除き、新たに一四三二兩の借財ができたという計算である。

こうした借財の要因として挙げられるのが、米代金請一一兩余というものである。これは米代金手形の未決済分で、表13のCと同じものである。仕方中も儀右衛門は蔵米の買付や名古屋方面への米売払いなどの商行為を行っていたことから来る借財であると考えられる。それも米相場に関わつての損益だった可能性が高い。実は、名古屋での米相場を窺う書状が残されているのである。おそらく地主経営部門においては儀右衛門は管財者にその全てを任せていたのであろうが、商人経営の部門では独自の活動を展開し続けていたことが窺われる。その結果、大きな負債を抱え込んだと見てよいだろう。

ちなみに、上記の点を窺うために安政二年（一八五五）「御蔵米代金取替証文」^①を史料4として次に掲げよう。

〔史料4〕

覚

一米百五拾俵 五ケ米

直段拾七俵半分替

代金八拾七兩貳分永貳百拾九文三分

内永貳百拾九文三分 請取

右之通売渡代金御取替申置候処相違無御座候、尤相庭何程高下御座候共決而違交申間敷候、以上

掛川宿

安政二卯五月

油屋 彦九郎^②

嶋村

庄屋 儀右衛門殿

表13 安政4年時嶋村儀右衛門借用金種別毎内訳・年利表

名目等	借(元)金	利金	年利率
A 仕法金	314 両	18.933 両	6 %
①地方御用達	(48)	3.8	8
②鈴木九郎左衛門	(28)	1.58	6
③山崎万右衛門	(69)	4.14	6
④松本市右衛門	(76)	3.8	5
⑤同上	(93)	5.58	6
B 東手御役所金	31	3.1	10
C 辰年貢米御切手金	103	8.9267(8ヶ月)	13
D 御切手金・御会所金	134	14.74	11
E 御印金・山崎万右衛門	100	16(2年分)	8
F 御印金・鈴木九郎左衛門	150	24(同上)	8
G 御印金・嶋田・平左衛門	150	24(同上)	8
H 同上	55	8.8(同上)	8
I 同上	16	2.56(同上)	8
I 以上「上借向御印」合計	1053	128.8167	8.7(平均)
J 村方取計金・弥五右衛門	16	3.84(2年分)	12
K 田地請戻金・平左衛門	100	20(同上)	10
II 以上「一ノ口」合計	116	23.84 両	10.3(平均)
L 松本市右衛門・年々引残り	89.5	15(3年分)	5.6
M 山崎万右衛門	30	9(同上)	10
N 証文なし・金谷・浅右衛門	12	2.88(2年分)	12
O 証文なし・金谷・忠吉	37	8.88(同上)	12
P 仮証文・拔里・八左衛門	45	9(同上)	10
Q 証文入・番生寺・良八	10	2.5(同上)	12.5
R 無扱入用相对・金谷・半治	90	19.8(同上)	11
S 証文なし・無尽金預り	25	(記載なし)	—
T 証文なし・金谷・藤右衛門	50	12.5(2年分)	12.5
III 以上「二ノ口」合計	388.5	79.56	9.8(平均)
U 掛川二藤町・伝右衛門	4.25	—	—
V 金谷・善助	2.25	—	—
W 金谷・作右衛門	1.625	—	—
X 酒代払	1.9122	—	—
IV 以上「店掛」合計	10.0372	—	—
I・II・III・IV 合計	1567.5372 両	232.2167 両	
借用金元利・店掛金総合計	1799.7359 両		

・安政4年「嶋村儀右衛門片付見込帳」(山田家文書1200)より作成。

これは山田家が仕法中も在方商人として米取引をしていたことを示すものである。勿論これだけでは、それが直接借財の因となったか否かは判然としないが、それを推測するには足るものである。儀右衛門は、掛川の商人彦九郎と五箇村、即ち嶋村をはじめとする五か村組合地域で生産・納入された蔵米の取引を行っていたことが分かる。安政二年（一八五五）五月段階における両者間での取引相場は一〇両当たり一七・五俵というもので、彼はその相場で彦九郎から米一五〇俵を買ったが、代金八七両余は借りたままである。そして、米価がどれだけ高下しようとも決して約束は違えないとしている通り、五月という端境期の米価変動は著しく、儀右衛門が高値で売り抜けて大きな儲けを出す可能性もあれば、安値で処分せざるをえず大きな赤字を出す可能性も存在した。こうした商人としての活動が仕法中の新たな借財を生み出す要因になったと考える。

さて、家政改革途上の農民家がこのような放縦な経営を行った以上、先の一札の通り次に同家に来るのは分散取り方付けという処分であった。しかも、嘉永七年（一八五四）二月には山田家の女性「とも」（儀右衛門の妻と推定される）がかなり大規模な旅をしている³²。この女性は伊勢参宮のため東海道をのぼり、途中名古屋の大丸などで買物をしつつ、二四日間にわたる物見遊山を楽しんでいた。家政改革の最中にこのような暢気なことが行われていたのである。これもまた一札の趣旨に反したであろうことは疑いない。次に章を改めて儀右衛門家の「分散」始末の様相を見ていこう。

四 「分散」仕法へ

1 分散の見積り

安政四年（一八五七）七月に「嶋村儀右衛門片付見込帳」³³が、「世話人・嘉藤治、治右衛門」及び「村役人、親類」の名で作成されている。これは、同年四月段階から進行した借財関係をより細かく分類して書き上げ整理し、

借金の片付けの準備を行ったものである。既に前章で見たように、天保一五年（一八四四）段階で儀右衛門の借金は一旦片付けられているのであるが、ここでの「片付」はそれと意味を異にしていることは言うまでもない。天保期はいわば家政改革の段階であつて、山田家の借財を借換、即ち関係者からの仕法金の拠出によつてすべて返済し、次にその仕法金を計画年度を切つて返済していく方が採られていた。しかし、安政四年段階の場合、最早借換という手立ては講じられず、その時点での財産をある割合をもつて債権者らに分け与えることで債務関係の一切を解消するという措置が採られたのである。まさに分散である。

安政四年七月時における儀右衛門の分散相手と借金額及び利子等を検討しよう。表13を参照する。これは借金の性格に応じて分散の割合が異なるために、類別した整理を行っている。御印金とは先にも述べたように、領主の裏書きのあるもので、公金として扱われるために分散しても全額返済されることになっている。実は、天保一五年時の借換金Ⅱ仕法金はこの扱いであり、鈴木九郎右衛門らには一〇〇%戻ることになっている。項目としてはAⅠ-Iがそれにあたるが、史料の表現としては「上借向御印」とされているものである。この分だけで一一八一兩余が計上されており、儀右衛門家で今後借財が増えていった場合に、家財全体を処分しても御印金返済に窮することが想定されるので、分散が結論づけられたと推定できる。

ところで、この御印金の年利率はほとんどが一〇%未満であつたことが分かる。平均年利率を算定すると八・七%で、これは当時の金利としては極めて低利であつたと考えられる。御印によつて領主の信用が与えられたためにならうした年利率が設定されたと見てよいだろう。

次に「壹ノ口」という借財のタイプがある。これは項目的には二つしかないが、Jにその性格が明らかにされているように思われる。即ち「村方取計」に基づいた融資であつたということである。領主の裏書きではなく、村方が間に入った借用関係、即ち村役人ら連印の信用供与というものであつたと推定できるが、そうした場合には五〇%の分散割合が得られたのである。こうした場合は御印ではないものの、次に述べる「二ノ口」とも異なり、比

較的分散割合は高率になった。利率はIよりも少しアップしているが、いわゆる高利ではない。

さて、「二ノ口」は信用の供与が領主・村ともになく、いわゆる相対金融としての性格を有するものであった。しかし、高利の金融関係ではなく、全体として壹ノ口とほぼ同様の利率であった。市井の利率よりも少し低めであるが、おそらくこの二ノ口の関係こそ地域の豪農連合の金融網による山田家に対する融通であったと考えられる。Qのように証文を入れたものも存在するが、全体として見ればPの仮証文や「証文なし」とするものが多く、Rのようにまさに相対であったのである。家政改革の途上の家であつてみれば、本来はこうした借金は認められなかったと考えられるが、そこは地域を代表する豪農の家である。証文を残さず、一時貸しの融通のような形で元金三八八両余もの大金を借用していたのである。二ノ口分の分散割合は一六・三%であり、債権者の取り分は極めて制限されるものであった。

借金の最後は「店掛」という儀右衛門から諸店への代金未払い分である。これが合計で一〇両余あり、これへの分散割合は一〇%が見込まれていた。

以上の借財合計は約一八〇〇両で、これに対し山田家の財産はどれだけあるかという点、天保期の家政改革段階では土地・散田米などが把握されただけであつたが、分散に至ると家財道具類まで全てが分散財として計上され、それは表14に示した通りである。財産の合計は一三二六両余で、これを約一八〇〇両の借財に対して分散するのである。

分散割合を判りやすく表15に示した。割合は、領主や村がその金融行為にどのように関わっていたかによるが、全体としては七三%もの分散財があつたので、比較的分散割合は高率となつた。但し、関係者が比較的多い③の「二ノ口」や④の場合、割合はかなり低く抑えられていて、債権者は儀右衛門に対してほとんど借金棒引きのような対応をとらざるをえなかつたのも事実である。これは、山田家との深い経済的繋がりを前提にした対応と見てよいだろう。次に節をかえて「分散」実行の様子を具体的に検討していく。

2 分散の回避と新仕法の実行

万延元年（一八六〇）九月に「嶋村儀右衛門借財返済方取調書上帳」³⁴が作成されたが、これは安政四年（一八五七）時の分散計画が実際どのようなように進行していたかを窺わせてくれるものである。それを表16・表17として示した。表16は万延元年時、表17は翌文久元年時の進行状況を表している。両者とも御印金を融資してくれた四名への返済についてしか示していないが、これはおそらく山崎万右衛門以下、糺屋平左衛門までの四名への準公金約八〇〇両返済が分散の主要部分であつて、その返済を優先したからだと考えられる。また、逆に表13のBやDなどの御役所金は分散決定直後の安政五年時までに済まされていた可能性もあるが、史料の残り方から見て、それは確認できない。

さて、本来分散が決定されれば直ちに家財の処分がなされ、債権者への全額返済が行われるのであるが、そうはならず、表のような年賦返済方法が導入されたわけである。万延元年時には元金七三七両に対して元済し金が三三三・五両支払われ、約四五%が済まされている。但し、利子も五二・七両（年利約七%）ついて、更に従来の子未納分も九八・五六両存在しているので、なお元利残金、即ち御印金の分散残額は五五四両余であつた。翌年はその残額 \parallel 借財合計は三八五両余に減少しているから、約一六九両を済ましていることが判る。おそらく、この後数年で御印金の返済は終了したと見てよいだろう。なお、分散時点で見られた利子残分は、無利子据え置きで三年後の亥年（文久三年）までに返済することが取り決められていた³⁵。

四名への御印金の整理だけで文久三年（一八六三）時までを要したと推定されるが、その後に「一ノ口」以下の分散が行われた形跡は見られない。そもそも、御印金を年賦返済するというのは当初の分散が計画通り実行されなかつたことを示している。「上借向」の一部返済のみで、他は別の仕法によるか棒引きになつたと推定される。なぜなら、山田家は分散を経てもなお庄屋の地位にあり続け、先に見たように慶応三年（一八六七）時の地主経営は復活と言ってもよい状況だったからである³⁶。維新以降の山田家の動向から見て、同家は分散直前に新たな対応策により分散を回避したのである。つまり、分散 \parallel 身代限りには至らなかつたのである。

表14 安政4年時嶋村儀右衛門家財＝分散財内訳

分散財名	代金	備考
①屋財・家財	31.25 両	
②自村小前貸付	11	
③志戸呂村貸付	17	
④牛尾村小前貸付	4.5	
⑤田地代	1122.55294	徳米128俵余、徳米は1両に付8升5合 米は1両で6斗6升替
⑥当已作米（作徳米）	130.63181	
合計	1316.93475両	

・安政4年「嶋村儀右衛門片付見込帳」（山田家文書1200）より作成。

表15 安政4年時儀右衛門借財種別毎分散割合表

種別	借財金額	分散金額	割合	備考
①「上借向御印」元利共	1181.8167 両	1181.8167 両	100 %	利金用捨
②「一ノ口」元	116.0	58.0	50	
③「二ノ口」元利共	468.06	76.11433	16.3	
④店掛金	10.0372	1.00372	10	
総計	1799.7539 両	1316.93475 両	73 %	

・安政4年「嶋村儀右衛門片付見込帳」（山田家文書1200）より作成。

表16 万延元年時嶋村儀右衛門借財（御印金）返済状況

返済相手名	元金	元金済分	利子	利子未納分	元利残金
①山崎万右衛門	169 両	78.75 両	12.14 両	28.14 両	130.53 両
②鈴木九郎左衛門	178	81.25	13.68	25.68	136.11
③松本市右衛門	169	71.25	9.38	9.38	116.51
④糺屋・平左衛門	221	102.25	17.5	35.36	171.61
合計	737 両	333.5 両	52.7 両	98.56 両	554.76 両

・万延元年「嶋村儀右衛門借財返済方取調書上帳」（山田家文書1201）より作成。

表17 万延2年時嶋村儀右衛門借財（御印金）状況

返済相手名前	元金残分	利率	以前未納分	借財合計
①山崎万右衛門	59 両	6.0 %	28.14 両	87.14 両
②鈴木九郎左衛門	64	7.14	25.68	89.68
③松本市右衛門	85.25	5.11	9.38	94.63
④糺屋・平左衛門	79	8.0	35.36	114.36
合計	287.25両		98.56 両	385.81 両

・万延元年「嶋村儀右衛門借財返済方取調書上帳」（山田家文書1201）より作成。

それでは、山田家の新仕法とはいかなるものだったのか。それは、安政六年（一八五九）十一月付の「儀右衛門所持高散田取調帳」³⁷より窺うことができる。これによれば、儀右衛門は仕法後もなお惣高一〇二石余を有し、それを作人六一名に対して小作させ、散田米合計三二八俵余を得ていたことが確認できるのである。

先に見たように儀右衛門には一九一石余の田畑があったが、新仕法ではこのうち九〇石弱が処分されただけで、あとの所持地は保全され、その後の経営再生のために活用されたと見て間違いないのである。要するに、儀右衛門に対する新仕法は分散Ⅱ身代限りではなく、経営規模を四六%余り縮小させただけの、その後に十分立ち直りの効くものだったということができよう。断定はできないが、土地の処分によって公金等の主要部分を返済して、残りは再び作徳米の売却益による年賦返済計画が立てられたのではないだろうか。こうした新仕法がとられたのは、山田家の破産を是が非でも阻止しようとする地域及び領主側の利害に絡む問題があったと思われる。ともかくも、山田家へ多額の資金を廻していた者たちは、地域における政治的経済的な駆け引きの中で、同家に対する不良債権の全てもしくは一部分の回収を断念せざるを得なかったのである。それはまた、「上借向」など一〇〇%返済が義務づけられた部分での回収を優先させ、そうしたところにつながる豪農仲間の経営を防衛したとも言えよう。この新仕法はそうした地域の有力経営陣の保全、即ち金融秩序の保守を目指したものだだったと考えられる。

おわりに

以上、四章にわたって遠州嶋村山田儀右衛門家の家政改革の全容を、彼が関わる地域的金融網Ⅱ秩序と絡めて見てきたが、その過程をまとめるなら次の通りである。即ち、山田家は地域村々における金融機能的な存在であって、そうしたところでの金融上の焦げつきが自らの商業的経営を圧迫し、最終的に経営破綻に陥ったと推定される。当初は金融講による資金集めなどによって苦境を打開しようとしたが、それもうまくいかず、そこで一五年を目処と

した借財返済仕法が行われることになった。この仕法は地域の有力者が世話人として関わり、いわゆる「仕法書」を作成して実践したが、山田家の商業的活動の失敗などで計画は頓挫し、同家は分散仕法を余儀なくされることとなった。しかし、同家は分散直前にそれを回避し、破産ではない新仕法を導入された。それは予め相当な家産を残しておいて山田家の立ち直りを待つというものであった。そこには、山田家がこれまで地域で果たしてきた、更に今後とも期待されることの役割の大きさとというものが見て取れる。それは同時に領主的配慮にも依拠してなされたものであったと考えられる。山田家は期待に応え、維新时期に再び散田米を増やし、家政を立て直す。そして県会議員などを歴任する名望家として存在し続けた。以上から、豪農をめぐる重層的金融関係（町場の商人資本と豪農、及び豪農と村々の百姓たちとの関係）Ⅱ秩序は、決して高利貸し的關係で貫かれてはいることが理解できよう。

さて、領主財政は当然ながら支配村々に立脚していたが、本来それは貢租という形でなされるべきものが、それ以外の金融構造の中で依存するシステムができてしまった（調達金や領主が講元となる金融講の存在）。地域の豪農連合及び城下商人グループとの紐帯がそうしたシステムの中核となっていた。彼らは地方御用達、勝手御用達という政治的な顔も持っていた。領主と豪農連合・商人たちが形作る金融秩序と信用の体系は、地域の政治・経済にとって容易には壊すまじき存在であった。これは大銀行などが政治的（経済的に）に生き残らされるとアナロジーできよう。こうした信用不安を盾にした金融秩序維持の動きは、当時のイデオロギー装置として存在したのではないかと考えている。そして、山田家を括弧付き分散にするという新仕法の処し方は、同家に連なる有力経営及び金融網Ⅱ秩序を保守することでもあっただろう。

ところで、以上に述べてきた金融秩序はとも小前百姓のための金融秩序ではないと考える。しかし、彼らもまたそこに連なっており、「容認」せざるを得ない状況に置かれていた可能性はある。また、豪農にも残される者と残されない者が存在する。そうした違いが何によってもたらされるのかも含め、今後はそうした秩序が解体していく過程をいかに展望すべきか考える必要があるだろう。

注

- (1) 以上の問題については、かつて土地所有や土地管理の面から見通しを述べたことがある。拙稿「質地請戻し・土地取戻しと『家』・村共同体」(藪田貫編『民衆運動史 近世から近代へ3 社会と秩序』青木書店、二〇〇〇年)を参照。
- (2) 佐々木潤之介「幕末社会論」(塙書房、一九六九年)、安孫子麟「寄生地主制論」(講座日本史)9、東京大学出版会、一九七一年)、渡辺尚志「豪農論の現在」(『日本近世史事典』東京堂出版、一九八九年)、同「近世の豪農と村落共同体」(東京大学出版会、一九九四年)などを参照。
- (3) 渡辺「近世村落の特質と展開」(校倉書房、一九九八年)及び同「地域社会の関係構造と段階的特質」(『歴史評論』五九九号、二〇〇〇年)などを参照。
- (4) 『掛川市誌稿』参照。
- (5) 元文五年「嶋村差出明細帳」(『金谷町史』資料編二近世二六二頁)参照。
- (6) こうした点については、拙稿「近世期遠州地方の炭焼業について」(『愛知県立大学文学部論集』四七号、一九九九年)を参照されたい。
- (7) 史料群はおよそ一五〇年間に及ぶ「庄屋触留」を含むなど、今後更に検討しなければならない実には豊かな素材を有している。従来の豪農研究はおそらくこうした史料群の徹底した分析を通じて導き出されてきたはずだから、筆者としても今後全面的な検討を心がけるつもりでいる。なお、以下「山田家文書」からの引用に際しては「史料番号…」と略記する。
- (8) 史料番号一一五七。
- (9) 史料番号一一六一。
- (10) 例えば、享和元年「預り申金子証文之事」(金谷町番生寺「鷲山秀彦氏所蔵文書」文書番号G一八二五)にはそうした用法が示されている。
- (11) 史料番号一一七一。
- (12) 史料番号一一六五。
- (13) 寛政八年「被仰渡御請印形帳」(史料番号三三)参照。
- (14) 幕府公金貸付の年利は近世中期から後期にかけて一五%であったが、後期から幕末にかけては一二%ないし一〇%と推移している。
- (15) 注(6)の拙稿を参照。なお、この論文では作右衛門を書状史料の宛先から「村松氏」としたが、他の史料で村松は商家の屋号であ

ることが確認できたので、「村松屋」と訂正する。

- (16) 以上については注(6)の拙稿参照。
- (17) 史料番号一二二九。
- (18) 史料番号一二二六。
- (19) こうした点については「掛川市史」中巻を参照。
- (20) 史料番号一二二六。
- (21) 前掲注(19)の著書を参照。
- (22) 史料番号一九七。
- (23) 史料番号一九八。
- (24) 前掲注(19)の著書を参照。
- (25) 史料番号一九六。
- (26) こうした問題についていち早く注目した研究として、中村雄二郎・木村礎編「村落・報徳・地主制―日本近代の基底」(東洋経済新報社、一九七六年)がある。
- (27) 文政期には当該地域の郡中惣代として活躍していた家である。これについては、拙稿「近世後期遠州村々に見る議定構造について」〔信濃〕四七―七、一九九五年)を参照。
- (28) 史料番号一九八。
- (29) 次右衛門は志戸呂村源右衛門分散仕法においても世話人となった人物である。源右衛門関係文書とともに嶋村儀右衛門関係文書も残している。この点については、拙稿「有力農民の「潰れ」と相続について―近世後期の在方分散の事例から―」〔信濃〕四二―五・七、一九九〇年)参照。
- (30) 史料番号二二九四。
- (31) 史料番号一〇九一。
- (32) 嘉永七年「道中日記」(史料番号二二七五)参照。
- (33) 史料番号二二〇〇。
- (34) 史料番号二二〇一。

(35) 当該史料中には「是ハ来ル亥年迄無利足ニ而返済」とある。

(36) 「山田家文書」中の「御触留帳」を継続して見る限り、儀右衛門が村役人を退役した事実はない。村役人家が分散した場合、その家が相続されるにせよ、同家が村役人にとどまることはなく、経営を極端に縮小させて村役人から退役するのが一般的であろう。この点については注(29)の拙稿を参照。

(37) 前掲鷺山秀彦氏所蔵文書。文書番号F一六八九。